

課題 2

広域化する組織犯罪への対処

【主担当課：刑事部組織犯罪対策課】

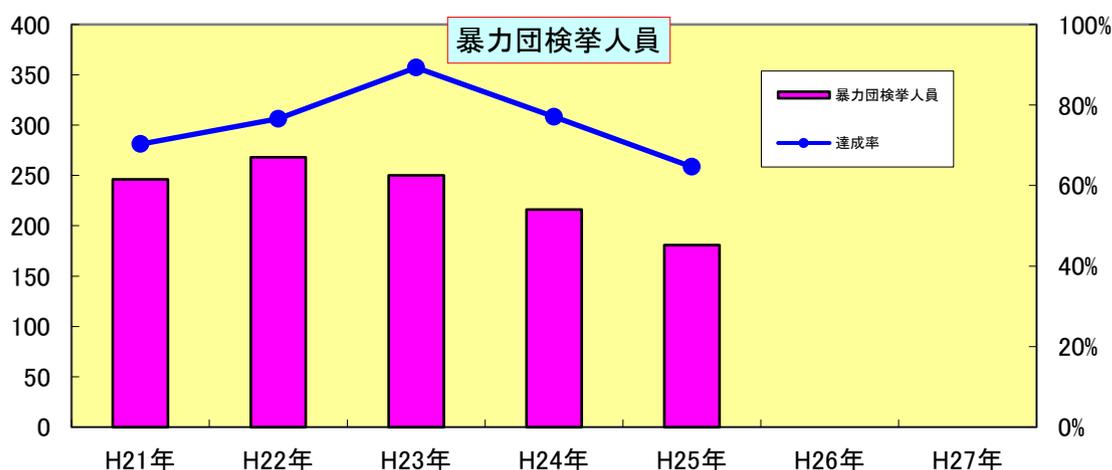
目的（対象、意図）

暴力団等の組織を背景に敢行される犯罪が、検挙活動や暴力団排除条例を効果的に活用した暴力団排除活動等により減少している。

課題目標

目標項目：暴力団検挙人員

年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年
目標値	350人	350人	280人	280人	280人	280人	280人
実績値	246人	268人	250人	216人	181人	—	—
達成率	70.3%	76.6%	89.3%	77.1%	64.6%	—	—



平成25年（度）の課題取組のためのコスト

【単位：千円】

構成事業（大項目）	平成24年（度）事業費	平成25年（度）事業費
① 水際対策の推進 ② 犯罪収益対策の強化 ③ 暴力団対策等の強化 ④ 薬物対策等の強化 ⑤ 銃器対策等の強化 ⑥ 犯罪のグローバル化・犯罪インフラ対策の強化 ⑦ 組織的に敢行される各種事犯への対策	平成24年度当初予算額 23,332	平成25年度当初予算額 17,768
	平成24年度予算決算額 20,263	平成25年度予算決算額 17,660

施策名

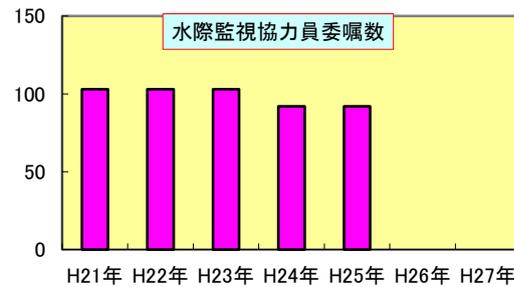
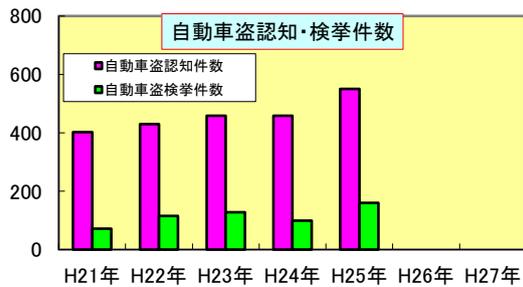
水際対策の推進

【主担当課：刑事部組織犯罪対策課】

関連統計

関連統計：自動車盗認知・検挙件数、水際監視協力員委嘱数

年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	
自動車盗	認知件数	402件	430件	459件	458件	550件	—	—
	検挙件数	71件	115件	128件	99件	160件	—	—
水際監視協力員委嘱数	103人	103人	103人	92人	92人	—	—	



平成25年（度）の取組結果

① 関係機関と連携した密輸入対策等の推進

- 増加傾向にある自動車盗の検挙を図るため、捜査支援システムを駆使し、「実行犯・運搬・保管」の各役割に着目した車両の割出しにより、検挙に向けた捜査を推進したほか、盗難自動車を不正輸出する目的で解体等を行っているヤードの実態把握のため、関係部門及び関係機関と連携し、情報交換や合同立入調査等を実施するとともに、盗難自動車不正輸出の未然防止に向け、税関との連携強化を図った。
- 水際における密輸関連情報の入手及び薬物・銃器の摘発強化を図るため、水際監視員として92人を委嘱し、監視及び通報体制を強化に努めたほか、警察、検察庁、税関、海上保安庁及び入国管理局で構成する「三重県薬物・銃器取締機関連絡協議会実務担当者会議」、「名古屋税関密輸出入取締対策三重地区協議会」等の連絡会議を開催し、各種情報の共有及び連携の強化に努めた。

② 関係機関等との連携による沿岸警戒の強化

- 関係機関・団体との合同訓練及び合同パトロールを実施し、水際対策の強化を図ったほか、沿岸部を管轄する警察署の警察署協議会、交番・駐在所が発行するミニ広報誌等を活用した広報啓発活動を推進するなどして、沿岸住民、漁業関係者等の協力確保による不審情報の収集に努めた。

平成25年（度）の取組結果を踏まえた平成26年（度）の取組

① 関係機関と連携した密輸入対策等の推進

- 増加傾向にある自動車盗の検挙対策を中心とした各種施策や、継続的なヤード対策を推進するとともに、関係部門及び関係機関との連携を強化し、盗難自動車等の不正輸出防止に向け取り組む。
- 水際監視協力員については、委嘱更新年となることを踏まえ、更なる拡充に努めるとともに、監視及び通報体制を強化するほか、関係機関・団体との連絡会議を積極的に開催するなどして、各種情報の収集・分析及び共有化を図り、密輸入事犯の検挙に努める。

② 関係機関等との連携による沿岸警戒の強化

- 関係機関・団体との連携を強化し、水上機動力を活用した合同訓練、合同パトロール等を積極的に実施して、沿岸警戒を強化するとともに、あらゆる警察活動を通じた広報啓発活動を推進し、不審情報の収集に努める。

施策名

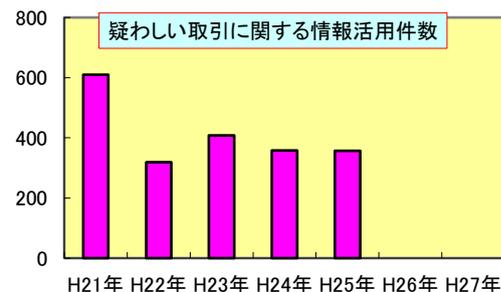
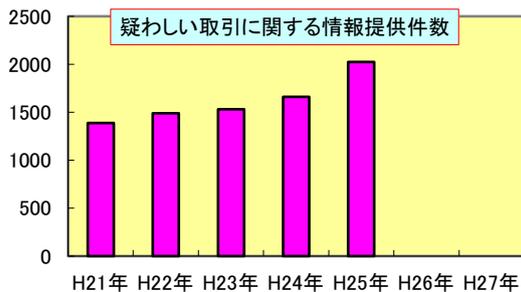
犯罪収益対策の強化

【主担当課：刑事部組織犯罪対策課】

関連統計

関連統計：疑わしい取引に関する情報提供・活用件数

年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	
疑わしい取引に関する情報	提供件数	1,388件	1,489件	1,531件	1,661件	2,025件	—	—
	活用件数	610件	319件	408件	358件	357件	—	—



平成25年（度）の取組結果

① マネー・ローンダリング対策等の推進

- ・組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組処法」という。）を積極的に適用し、貸金業法違反事件等を前提犯罪とした組処法違反（犯罪収益等隠匿）事件により暴力団員等被疑者9人を検挙した。
- ・疑わしい取引に関する情報（以下「疑取情報」という。）の分析精度強化に努めるとともに、同情報の積極的かつ効果的な活用に資するため、各種執務資料の発出や、関係部門が連携した捜査を推進した結果、同情報を端緒とした通帳詐欺事件等により、被疑者21人を検挙した。

② 犯罪組織からの収益の剥奪・収益ルートの遮断

- ・貸金業法違反事件等を前提犯罪として、組処法の起訴前没収保全を5件実施した。
- ・国税機関との「課税措置推進連絡会議」を開催し、資産や犯罪収益等の解明に関する情報の交換、共有化を図った。

平成25年（度）の取組結果を踏まえた平成26年（度）の取組

① マネー・ローンダリング対策等の推進

- ・組処法を適用するためには、その前提となる犯罪の立証が必須であることから、関係部門との連携を密にし、事件の内偵段階からマネー・ロンダリング事犯に着目した検討を行う。
- ・犯罪収益対策係において疑取情報の分析強化に努めるとともに、各種教養、巡回業務指導等あらゆる機会を通じて教養を実施することにより、事件捜査の端緒を始め、基礎捜査、突き上げ捜査、余罪の解明、隠匿された犯罪収益の解明等、様々な犯罪捜査において有効活用を図る。

② 犯罪組織からの収益の剥奪・収益ルートの遮断

- ・情報官会議等各種会議を効果的に活用するなどして、関係部門間における各種情報の共有化を図るとともに、押収や起訴前没収保全の積極的な適用により、犯罪組織からの収益の剥奪に努め、その壊滅、弱体化を図る。

施策名

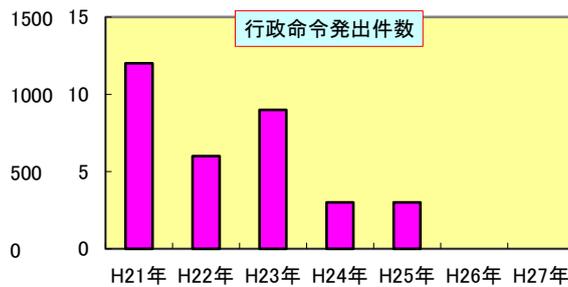
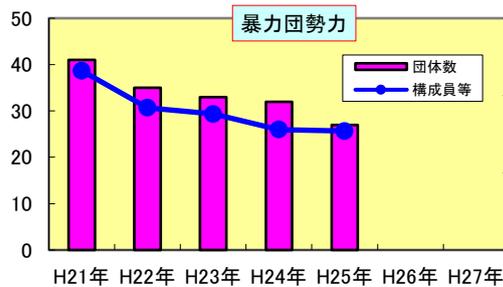
暴力団対策等の強化

【主担当課：刑事部組織犯罪対策課】

関連統計

関連統計：暴力団勢力団体数・構成員等、行政命令発出件数

年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年
暴力団勢力	団体数	41団体	35団体	33団体	32団体	27団体	—
	構成員等	1,160人	920人	880人	780人	770人	—
行政命令発出件数	12件	6件	9件	3件	3件	—	—



平成25年（度）の取組結果

① 暴力団の実態解明の推進

- 各警察署から暴力団に関する情報及び資料を集約の上、これを分析・一元化して、情報官会議、犯罪のグローバル化・犯罪インフラ対策室会議等の各種会議を活用し、関係部門に適切に還元するなどして、部門横断的な情報の共有化を図った。
- 巡回連絡や警ら活動を通じて、暴力団の実態把握、住民からの意見、要望等の把握など、各種情報収集に努めた。

② 暴力団の社会からの孤立化の推進

- 県関係部局並びに全市町の条例所管部局及び教育委員会の担当で構成する「三重県暴力団排除対策推進会議」を設立、会議を開催し、暴力団排除対策の現状、課題等について全県的な情報共有を行うとともに、三重県が一体となった暴力団排除に関する各種取組を推進した。
- 条例に規定されている「飲食店事業者からの暴力団排除対策」に基づき、平成25年中、「鳥羽市旅館業不当要求拒否宣言の街」において、旅館事業者が加盟する「不当要求拒否宣言の街」が設立されたほか、県及び市町の事務事業からの暴力団排除を推進した（生活保護制度から3件、公営住宅制度から2件を排除）。

③ 暴力団に対する資金源対策の強化

- 暴排ローラー等あらゆる機会を通じて暴力団関係企業、共生者の実態解明に努めた。
- 国税機関との「課税措置推進連絡会議」を開催し、暴力団構成員に対する課税措置、犯罪収益に対する没収、追徴等の促進に関する情報の共有及び連携の強化に努めた。

④ 暴力団に対する取締りの強化

- 弘道会傘下組織を中心とした集中的かつ戦略的な取締りを推進した結果、弘道会傘下組織組員等による窃盗・覚せい剤取締法違反事件等を始め、181人の暴力団構成員等を検挙したものであるが、目標値である280人の達成には至らなかった。
- 地域警察官による暴力団構成員等の検挙人員は、53人であった。

⑤ 暴力団への加入防止と暴力団からの離脱促進のための取組の強化

- 暴力団対策法に基づく請求妨害防止命令を2件、用心棒行為等防止命令を1件発出した。
- 警察職員を派遣し、暴力団排除に係る学校教育を8回（受講者総数1,926人）実施した。

- ・組織犯罪対策課内に設置している「暴力相談電話」及び暴力団対策法施行規則に基づいて配置している「社会復帰アドバイザー」を効果的に運用するとともに、暴力追放三重県民センター及び暴力団離脱者受入賛同企業と連携するなどして、暴力団離脱者に対する就労支援体制を構築した。

平成25年（度）の取組結果を踏まえた平成26年（度）の取組

① 暴力団の実態解明の推進

- ・総括情報官を中心に、部門横断的な情報収集を推進して暴力団の実態解明を図るとともに、収集・分析した情報を一元化した上、情報官会議等を通じ、関係部門に適切に還元するなどして、部門間相互の活用を推進する。
- ・巡回連絡、パトロールを始めとする地域警察活動により、多角的な実態把握を推進する。

② 暴力団の孤立化対策の推進

- ・暴力団排除条例を効果的に活用し、各種業・取引からの暴力団排除等を図るとともに、各種事業団体に対し、暴排条項の導入を働きかける。
- ・「三重県暴力団排除対策推進会議」を活用し、暴力団排除に関する全県的な情報共有及び各種取組の推進を図る。
- ・不当要求防止責任者講習等を通じて、行政対象暴力団排除の重要性を認識させるとともに、暴力追放三重県民センター及び三重弁護士会民事介入暴力対策委員会と緊密な連携を図り、暴力団等の不当要求に対する組織的な対応のための支援・指導を一層推進する。

③ 暴力団に対する資金源対策の強化

- ・国税等関係機関との連絡会議を定期的で開催するなどして、各種情報の共有及び連携の強化を図るとともに、あらゆる機会を通じ、犯罪収益対策に関する教養を実施し、疑わしい取引に関する情報の活用、起訴前没収保全の積極的な適用のほか、課税通報の実施などにより、資金源対策を強化する。
- ・各地域の実情に応じた繁華街・歓楽街対策、暴排ローラー等を実施することにより、暴力団関係企業、共生者の実態解明及び取締りを強化する。
- ・暴力追放三重県民センターで実施している無償貸付金制度、見舞金支給制度等に関する広報啓発活動を推進するなどして、被害回復等の支援活動を推進する。

④ 暴力団に対する取締りの強化

- ・精緻な検証を実施して、実績向上に向けた取組等について検討を行うとともに、事件検討会の積極的な開催等を通じて、弘道会を始めとする暴力団組織に対する集中的かつ戦略的な取締りの強化や潜在している暴力団犯罪の掘り起こしなど、あらゆる法令を駆使した取締りを推進する。

⑤ 暴力団への加入防止と暴力団からの離脱促進のための取組の強化

- ・暴力団対策法に規定する暴力的要求行為及び暴排条例に規定する青少年に対する暴力団事務所への立ち入らせ行為等の積極的な把握に努めるとともに、行政命令の迅速かつ確実な発出を図る。
- ・暴力団離脱者の就労支援体制に関する広報啓発活動を推進するとともに、公共職業安定所、暴力団離脱者受入賛同企業等の関係機関・団体との連携を強化するなどして、暴力団離脱者の社会復帰対策を推進する。

施策名

薬物対策等の強化

【主担当課：刑事部組織犯罪対策課】

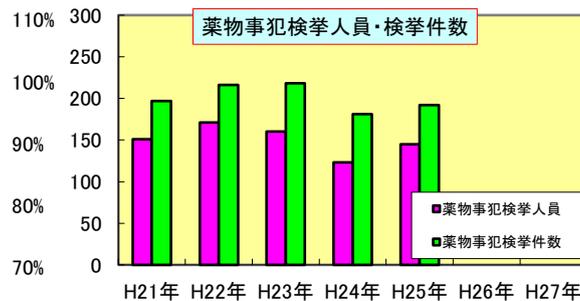
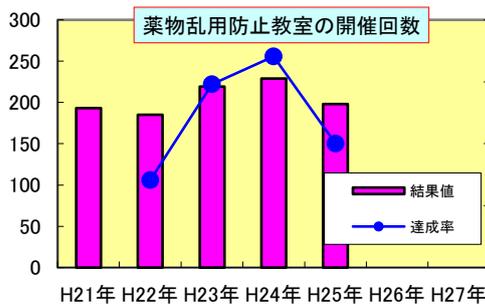
施策目標・関連統計

目標項目：薬物乱用防止教室の開催回数

年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年
目標値	—	220回	220回	220回	220回	220回	220回
結果値	193回	185回	219回	229回	198回	—	—
達成率	—	84.1%	99.6%	104.1%	90.0%	—	—

関連統計：薬物事犯検挙人員・検挙件数

年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	
薬物事犯	検挙人員	151人	171件	160人	123人	145人	—	—
	検挙件数	197件	216件	218件	181件	192件	—	—



平成25年（度）の取組結果

① 薬物犯罪に対する取締りの強化

- ・ 末端乱用者の徹底検挙及び積極的な突き上げ捜査等を推進した結果、イラン人密売人による覚せい剤取締法違反事件を始め、薬物事犯被疑者145人を検挙した。
- ・ 通信傍受を活用した事案はなかったものの、コントロールド・デリバリーを1件実施した。
- ・ 地域警察官による薬物事犯の検挙件数は、59件であった。

② 薬物乱用防止に向けた取組の推進

- ・ 違法薬物等を掲載したパンフレット「三重の薬物・銃器情勢」を作成し、関係機関・団体に配布したほか、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を推進し、薬物乱用を拒絶する機運の醸成に努めた。
- ・ 学校及び教育委員会と連携し、小・中・高校等の児童・生徒を対象とした薬物乱用防止教室を198回（延べ31,290人）開催したほか、県健康福祉部と連携し、ライオンズクラブ会員に対する講習会において、薬物犯罪等の現状について講話を実施するなどして、薬物乱用防止教育の充実強化及び薬物乱用防止教育認定講師の養成に努めた。

平成25年（度）の取組結果を踏まえた平成26年（度）の取組

① 薬物犯罪に対する取締りの強化

- ・ 関係機関・団体との連携を一層強化するとともに、三重県警察薬物対策推進強化部会等の各種連絡会議を効果的に運用するなどして、薬物事犯に関する情報集約及び分析を強化し、薬物犯罪組織の実態解明及び計画的な薬物事犯の取締りを推進する。

- ・脱法ドラッグに対しては、改正薬事法を積極的に適用した取締りを強化するとともに、県関係部局との積極的な情報交換に努める。
- ・コントロールド・デリバリー、譲受け捜査、通信傍受等の高度な捜査手法の積極的な活用を図るとともに、地域警察官による職務質問及び所持品検査を徹底するなどして、薬物犯罪の取締りを強化する。

② 薬物乱用防止に向けた取組の推進

- ・児童、生徒に対し薬物の危険性や有害性等を正しく理解させるため、学校及び教育委員会と連携し、積極的に薬物乱用防止教室を開催する。
- ・県関係部局と連携し、薬物乱用防止キャンペーン等の広報啓発活動を推進する。

コラム 5

危険ドラッグ関係

店舗やインターネット上において、「ハーブ」「お香」「アロマ」などと称して販売されている物には、法律で規制されている麻薬や指定薬物等の成分が含まれているものがある。

これらは、いかにも人体への摂取を目的としない物であるかのように装って販売されているが、購入者がこれを吸引等することにより意識障害、嘔吐、けいれん、呼吸困難等を起こし、病院に救急搬送される事案も多発しているなど大変危険な薬物である。

こうした現状を踏まえ、三重県では警察と県健康福祉部や関係機関が危険ドラッグに関する情報交換を緊密に行うなど相互の連携を図っており、悪質な販売店等に対しては、各種法令を積極的に適用した取締りを行っていくこととしている。

併せて、若年者に危険ドラッグの危険性を訴えていくため、薬物乱用防止教室における啓発を始め、各種の街頭広報活動を積極的に推進する。

施策名

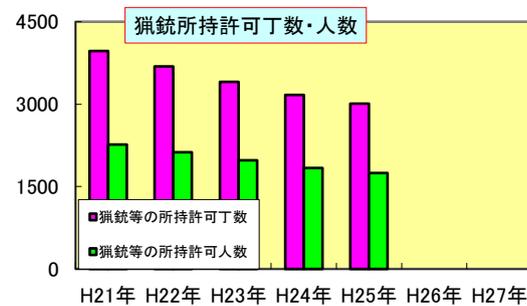
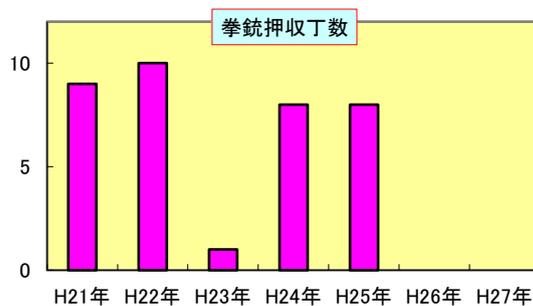
銃器対策等の強化

【主担当課：刑事部組織犯罪対策課】

関連統計

関連統計：拳銃押収丁数、猟銃等所持許可丁数、猟銃等所持許可人数

年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年
拳銃押収丁数	9丁	10丁	1丁	8丁	8丁	—	—
猟銃等所持許可丁数	3,966丁	3,686丁	3,407丁	3,170丁	3,010丁	—	—
猟銃等所持許可人数	2,264人	2,127人	1,976人	1,836人	1,746人	—	—



平成25年（度）の取組結果

① 銃器犯罪に対する取締りの強化

- 平成25年中、他県警察との積極的な合同捜査の実施等により、拳銃8丁を押収した。

② 危険物等関係事犯取締りの強化

- 県民の身近で日常的に発生し、かつ凶悪事件に発展するおそれのある刃物の携帯違反等の銃砲刀剣類関係事犯に対する取締りを推進した結果、21人を検挙した。
- 関係部門との連携を密にし、各種情報の共有を図るなどして、火薬類関係事犯の取締りの強化に努めた。また、危険物関係事犯の取締り強化を図るため、県下14か所において、関係機関との合同による危険物運搬車両に対する一斉取締りを実施し、消防法違反で1人を検挙した。
- 狩猟期には、猟場周辺における狩猟関係事犯の指導・取締りを推進したほか、銃砲刀剣類所持許可者及び火薬類取扱業者に対する指導を積極的に実施し、適正な銃砲刀剣類及び火薬類行政の推進に努めた。

③ 広報啓発活動の推進

- 古式銃、軍用拳銃、違法モデルガン等の危険性及び違法性並びに拳銃110番報奨制度を含めた銃器発見時における通報要領等を掲載したパンフレット「三重の薬物・銃器情勢」を作成し、関係機関・団体に配布したほか、テレビのスポット放送、ラジオ等のマスメディアを始め、県警ホームページ、交番・駐在所が発行するミニ広報誌等広報媒体を活用し、県民等に対する広報啓発活動を推進した。

平成25年（度）の取組結果を踏まえた平成26年（度）の取組

① 銃器犯罪に対する取締りの強化

- 暴力団犯罪や薬物事犯の捜査を始めとする全ての警察活動を通じた情報収集活動を推進するとともに、専従捜査体制の構築による内偵捜査の実施、装備資機材を有効活用した捜索の徹底など、銃器を押収するための捜査を推進する。
- コントロールド・デリバリー、通信傍受、装備資機材の効果的活用など高度な捜査手法を活用する。

② 危険物等関係事犯取締りの強化

- ・危険物等関係事犯は、凶悪事件・重大事故に発展するおそれがある行為であることから、関係部門及び関係機関・団体との連携を更に強化の上、取締りを徹底する。
- ・銃砲刀剣類の所持許可審査の厳格な実施、危険物取扱業者に対する指導の徹底など、銃砲刀剣類及び火薬類による事件・事故の防止の徹底を図る。

③ 広報啓発活動の推進

- ・関係機関・団体に対する各種広報啓発資料の配布を始め、あらゆる機会を通じた広報啓発活動を推進し、違法銃器及び銃器犯罪を根絶する社会形成と県民の協力確保に努め、拳銃110番報奨制度に関する県民への周知を徹底し、同制度の有効活用を図る。

コラム 6

拳銃110番報奨制度

実名・匿名を問わず、あなたの情報により銃器等が押収され、かつ被疑者が検挙されたときに、状況に応じて報奨金が支払われる制度です。

- 通報の受付等

拳銃110番(全国共通フリーダイヤル)

0120-10-3774(銃 みななし)

に情報をお寄せください。24時間体制で通報を受け付けています。

- 報奨金の支払

報奨金は、通報により拳銃その他の銃器等が押収され、かつ被疑者の検挙に至った事実を対象としており、拳銃等を1丁押収につき最高10万円が支払われます。

情報提供に御協力ください。

施策名

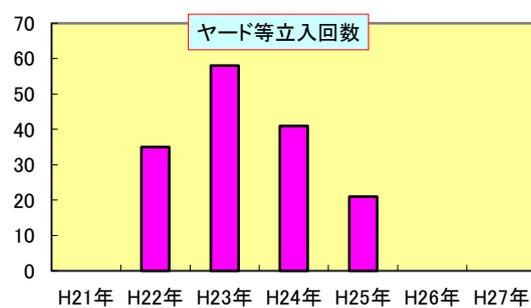
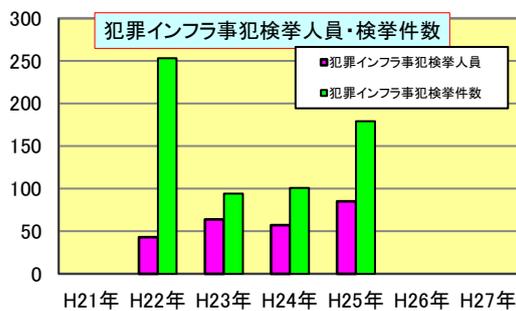
犯罪のグローバル化・犯罪インフラ対策の強化

【主担当課：刑事部組織犯罪対策課】

関連統計

関連統計：犯罪インフラ事犯、ヤード等立入回数

年		H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年
犯罪インフラ事犯	検挙人員	—	43人	64人	57人	85人	—	—
	検挙件数	—	253件	94件	101件	179件	—	—
ヤード等立入回数		—	35回	58回	41回	21回	—	—



平成25年（度）の取組結果

① 部門横断的な取組の推進

- ・ 犯罪のグローバル化・犯罪インフラ対策委員会等を開催し、各部課における取組、課題等を発表するなどして、情報共有及び連携強化を図った。
- ・ 警察署においては、犯罪のグローバル化・犯罪インフラ対策の司令塔である「統括責任者」を中心に、各種取組の強化を図った。
- ・ 犯罪インフラ対策の一環として、県下最大の歓楽街である四日市市諏訪地区において、四日市南警察署及び関係各部課合同による繁華街対策（諏訪クリーン作戦）を実施した。

② 国際組織犯罪対策の強化

- ・ 計画的かつ戦略的な内偵捜査、突き上げ捜査等を推進した結果、タイ人らによる広域のかつ組織的な銀行法違反事件等の犯罪インフラ事犯を検挙したほか、恒常的な経済不況、出入国管理及び難民認定法の改正等に伴い、不法滞在者数が減少する中、入国管理局との合同摘発を積極的に推進して、15回に及ぶ合同摘発により、40人の不法滞在者を検挙した。
- ・ ヤード及び外国人が関与する自動車修理業者等に対する立入を計21回実施した。
- ・ 人身取引事犯対策の推進を図るため、警察、検察庁、入国管理局、海上保安庁、女性相談所等で構成する「人身取引対策に関する関係機関連絡会議」を開催し、関係行政機関相互の連携の強化を図った。

③ 情報の収集・共有及び分析能力の強化

- ・ 国際捜査課実態解明班の効果的運用及び組対システムの活用により、国際犯罪組織等各種情報の収集、分析に努めるとともに、国際犯罪組織等の実態解明を推進した。

④ 外国人集住地域総合対策の推進

- ・ 外国人が集住する四日市市、鈴鹿市、津市、伊賀市を管轄する5警察署において、外国人集住地域総合対策の推進状況及び方策などに関する検討会を開催し、外国人集住地域への犯罪組織等による浸透の防止を図るための実態把握活動の推進に努めた。

⑤ 犯罪インフラ事犯に対する取締りの強化

- ・関係部門が連携した取締りを推進した結果、タイ人らによる広域的かつ組織的な銀行法違反事件、中国人らによる偽装結婚事件等により、85人の犯罪インフラ事犯被疑者を検挙した。

⑥ 犯罪インフラを生まないための環境づくりの推進

- ・風俗環境浄化を目的とする「渡鹿野島風俗環境浄化対策会議」の開催や三重県旅券センター担当者に対する情報提供依頼を実施するなど、関係機関・団体との情報共有及び連携の強化に努めるとともに、各種サービスが犯罪インフラの構築に悪用されない環境の整備に努めた。

平成25年（度）の取組結果を踏まえた平成26年（度）の取組

① 部門横断的な取組の推進

- ・「三重県警察犯罪のグローバル化・犯罪インフラ対策室」等を効果的に運用するなどして、部門横断的な情報収集及び実態解明を鋭意推進し、収集した情報等を的確に分析・資料化するとともに、迅速かつ適切に関係部門へ還元し、情報の効果的活用及び取締りを強化する。

② 国際組織犯罪対策の強化

- ・犯罪のグローバル化に対応するための戦略プラン及び犯罪インフラ対策プランに基づく各種取組を推進するとともに、盗難車両の解体・不正輸出の拠点、不法滞在外国人等の稼働・居住場所、薬物の使用・隠匿場所として利用されるなど、犯罪の温床となっているヤードに対する実態把握及び取締りを強化する。
- ・「実態解明と事件検挙のサイクル」を確立し、国際犯罪組織を始め、そのネットワークを壊滅するための取組を推進する。

③ 情報の収集・共有及び分析能力の強化

- ・事件検挙等のあらゆる警察活動を通じ、継続して犯罪インフラに関する情報の収集、分析及び共有を行うことにより、犯罪組織等に関する実態解明を図る。
- ・組対システムの有効活用を図り、関係都道府県警察間における情報共有を推進する。

④ 外国人集住地域総合対策の推進

- ・関係機関・団体に対し、外国人集住地域に係る犯罪の発生状況等に関する情報を積極的に提供するなどして、各種取組の効率化を図るとともに、関係機関・団体との協働による外国人集住地域総合対策を推進する。
- ・各地域の実態を踏まえ、外国人集住地域への犯罪組織等の浸透の防止及び定住外国人に係る現在又は将来における犯罪誘因の除去を図るため、外国人集住地域の実態把握を推進する。

⑤ 犯罪インフラ事犯に対する取締りの強化

- ・あらゆる機会を通じ、犯罪インフラ対策の重要性等に関する教養を実施するとともに、警察署においては、「統括責任者」を中心として、警察の総合力を発揮した犯罪インフラ事犯の取締りを推進する。

⑥ 犯罪インフラを生まないための環境づくりの推進

- ・各部門が所管する関係機関・団体との連絡会議等を効果的に活用し、犯罪インフラとして悪用されている各種制度やサービスの構造上の脆弱性を効果的に広報し、改善に向けた取組の働き掛けを推進する。
- ・関係機関・団体と連携し、犯罪の温床となっている繁華街・歓楽街対策を強力に推進するなどして、犯罪インフラの解体を図るとともに、交番・駐在所が発行するミニ広報誌や県警ホームページを活用した各種広報啓発活動を推進し、情報提供を始めとする県民の協力確保に努める。

施策名

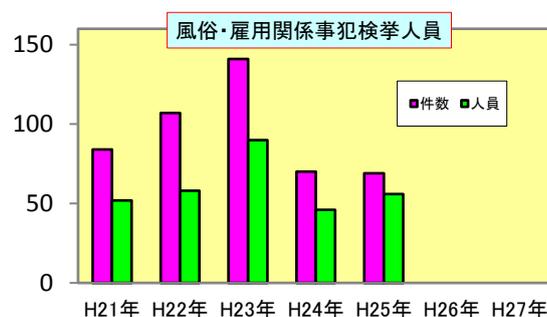
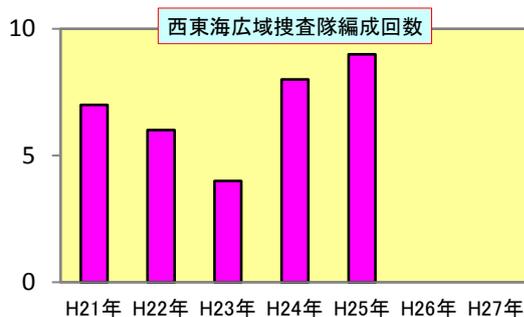
組織的に敢行される各種事犯への対策

【主担当課：刑事部刑事企画課】

関連統計

関連統計：西東海広域捜査隊編成回数、風俗・雇用関係事犯（検挙件数・人員）

年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年
西東海広域捜査隊編成回数	7件	6件	4件	8件	9件	—	—
風俗・雇用 関係事犯	検挙件数	84件	107件	141件	70件	69件	
	検挙人員	52名	58名	90件	46名	56名	



平成25年（度）の取組結果

① 広域犯罪捜査力の強化

- ・ 広域にわたる事件に迅速・的確に対応するためには、関係都道府県警察との緊密な連携と捜査情報の共有が重要であることから、県をまたぐ積極的な合同・共同捜査の実施に努め、3管区3県（山形、新潟、三重）にわたる連続コンビニ強盗事件や2管区3県（岐阜合同、滋賀共同）にわたるベトナム人グループによるトラクター対象の自動車盗事件などを検挙した。
- ・ 広域犯罪捜査力の強化を図るため、愛知県発生、岐阜・三重県波及の強盗事件を想定した合同広域重要事件捜査訓練に参加した。

② 環境犯罪取締りの強化

- ・ 県や各自治体と廃棄物関係事犯に係る連携・情報の共有化を推進し、廃棄物関係事犯、公害関係事犯の情報収集に努めるとともに、違反者の早期検挙に努め、第三者所有の土地に飲食店等から収集した紙くず等の廃棄物を不法投棄したとして、廃棄物運搬業者の従業員を廃棄物処理法違反（一般廃棄物の不法投棄）で検挙した。

③ 風俗・雇用関係事犯等取締りの強化

- ・ 部門横断的な協働体制により、違法風俗店等の取締りを強化し、無許可風俗営業・名義貸し違反等事犯、人身取引事案などの風俗関係事犯の取締りを強化することによって、風俗環境の浄化活動を推進し、県条例の禁止地域において店舗型性風俗特殊営業を営んでいた津市内のエステ店経営者の中国人女性1名及び従業員の中国人女性3名を風営法違反（禁止地域営業）で検挙するとともに、さらに、従業員1名を入管法違反（無資格外活動）で、経営者を入管法違反（不法就労助長罪）で検挙した。
- ・ 本部関係各課と部門横断的に情報の共有化を図り、共同捜査を実施するとともに、名古屋入国管理局との連携等による捜査を推進した。また、外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締り強化を図るため、「中部地区不法就労等外国人労働者問題地方協議会」に参加し、法務省（名古屋入国管理局、名古屋高等検察庁）、厚生労働省（労働局職業安定部）等関係省庁との情報共有を推進した。

④ 知能犯捜査力の強化

- ・ 構造的不正事件及び構造的知能暴力事件の検挙には至らなかった。

平成25年（度）の取組結果を踏まえた平成26年（度）の取組

① 広域犯罪捜査力の強化

- ・ 広域・連続で発生する犯罪に迅速に対処し、都道府県警察や警察署間の連携・情報共有の強化を図るため、引き続き、積極的な合同・共同捜査を推進する。
- ・ 愛知県、岐阜県等の隣接県及び中部管区警察局との連携を強化するとともに、警察官個々の練度の向上を図るため、定期的な合同広域重要事件捜査訓練に参加し、初動捜査能力の強化に努める。

② 環境犯罪取締りの強化

- ・ 広報紙やラジオ、警察官による講話等、様々なメディアや機会を通じて、廃棄物関係事犯を防止するための広報啓発活動を推進する。
- ・ 関係機関との情報交換や担当者会議を開催するなど、積極的かつ弾力的な連携を図る。
- ・ 口座凍結や検挙時の課税通報等により、被疑者が不当に得た犯罪収益を積極的に剥奪、被害回復を推進する。

③ 風俗・雇用関係事犯等取締りの強化

- ・ 本部関係各課及び関係機関・団体と緊密な連携を図り、悪質・違法な営業を行う風俗店に対して重点的な取締りを推進するとともに、併せて、行政処分（指導等）の適用を図るなどの対策を強化する。
特に、健康エステ店を仮装して性的サービスを提供する店舗型ファッションヘルス店が風俗環境悪化の一因となっていることから、営業実態の把握、積極的な指導取締りを推進する。
- ・ 外国人労働者に関する雇用関係事犯に対しては、関係機関団体等との連携を強化し、違法営業所等の実態把握、犯罪収益の剥奪などの突き上げ捜査を徹底することにより、その背後に潜むブローカーや人身売買組織の解体を強力に推進するとともに、人身取引被害者の発見、保護に努める。

④ 知能犯捜査力の強化

- ・ 潜在する不正の実態を解明し、その実態に応じて様々な刑罰法令を適用するなどして犯罪の取締りを推進する。